

香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金実施要領

(目的)

第1条 香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及び香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この実施要領で使用する用語は、特に定めない限り交付要綱において使用する用語の例による。

(補助対象システムを設置する住宅)

第3条 交付要綱第3条第1号に規定する住宅は、住民票又は建物登記簿謄本等の種類で住宅であることが確認できるものでなければならない。

2 次に掲げるものは、住民票又は建物登記簿謄本等の種類で住宅であることが確認できる場合に限り、住宅とみなす。

- (1) 申請者が居住していない別荘
- (2) 寮及び寄宿舎
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う住居（グループホーム）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく共同生活援助を行う住居（グループホーム）

(交付申請書の必要添付書類)

第4条 交付要綱第5条に規定する交付申請書に添付する必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し
- (2) 県税の完納証明書
- (3) 申請者が法人以外の場合にあつては、次の書類
 - ア 申請者の住民票（発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - イ 個人住民税の完納証明書
- (4) 申請者が法人の場合にあつては、次の書類
 - ア 会社謄本（現在事項証明書。発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - イ 消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書
 - ウ 個人住民税の特別徴収実施確認書
- (5) 申請者が個人事業主の場合にあつては、次の書類
 - ア 消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書
 - イ 個人住民税の特別徴収実施確認書
 - ウ 事業申告書の写し
- (6) 申請者が管理組合法人の場合にあつては、次の書類
 - ア 法人登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - イ 補助対象システム設置決議時の議事録の写し
- (7) 申請者が区分所有法に規定する管理者の場合にあつては、次の書類
 - ア 管理規約
 - イ 管理者の選任が確認できるもの
 - ウ 補助対象システム設置決議時の議事録の写し
- (8) 既存の住宅に設置する場合で、集合住宅や別荘等で住民票に記載された住所以外の場所又は集合住宅の共用部分に設置するときは、建物の所有及び住宅であることを証明する建物の登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (9) 電気事業者と電力受給契約を締結している発電システムに新たに蓄電システムを設置するときは、補助事業者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」の写し

(10) その他知事が必要と認める書類

2 前項第3号イの書類が提出できない場合には、当該書類に代えてその理由が確認できる住民票又は戸籍の附票を提出するものとする。

(交付申請書の受付)

第5条 交付要綱第6条第1項に規定する交付申請書の受付期間は、平成31年4月15日から令和元年10月31日までとする。

(工事着工予定日等)

第6条 工事の着工予定日又は建物の引渡しの日は、交付申請書が県に到達した日の翌日を起算日として、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項に定める日（以下「県の休日」という。）を除いた15日目以降とするものとする。

(実績報告書の必要添付書類)

第7条 交付要綱第12条に規定する必要書類は、次に定めるものとする。

- (1) 補助事業者の現住所の住民票で3箇月以内に発行されたもの（補助事業者が法人以外である場合で交付申請書提出時（交付要綱第10条第1項又は第10条の2第1項の規定による提出をした場合は、当該提出の時）から住所の変更があった場合に限る。）
- (2) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (3) 補助事業者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」の写し（電気事業者と電力受給契約を締結している発電システムに新たに蓄電システムを設置する場合を除く。）
- (4) 補助対象システムが設置された建物全体を確認できるカラー写真
- (5) パワーコンディショナと余剰電力販売用電力量計が接続された宅内配線の分電盤の設置場所（以下「連系点」という。）の建物全体を確認できるカラー写真
- (6) 連系点のある建物の所有及び住宅であることを証明する建物の登記簿謄本で3箇月以内に発行されたもの（新築建物又は建売住宅に設置する場合で集合住宅や別荘等で住民票に記載された住所以外の場所又は集合住宅の共用部分に設置する場合に限る。）
- (7) 管理者の選任が確認できるものの写し（補助事業者が区分所有法に規定する管理者の場合でその者が変更された場合に限る。）
- (8) 補助事業者が契約者である工事請負契約書又は売買契約書の写し（交付申請書提出時（交付要綱第10条第1項又は第10条の2第1項の規定による提出をした場合は、当該提出の時）から変更契約の締結があった場合に限る。）
- (9) 補助対象システムが発電システムである場合にあつては、次の書類
 - ア 発電システムの出力対比表（太陽電池モジュールの製造番号と実出力の対比ができるもの）
 - イ 発電システムの設置状態（太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）を示すカラー写真
 - ウ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し
- (10) 補助対象システムが蓄電システムである場合にあつては、次の書類
 - ア 蓄電システムの設置状態を示すカラー写真
 - イ 蓄電システムの型式名、製造番号が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し
- (11) その他知事が必要と認める書類

(実績報告書の提出期限)

第8条 交付要綱第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業を実施した年度の3月末日とする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日を提出期限とする。

(補助金交付請求書の提出期限)

第9条 交付要綱第14条第2項に規定する補助金交付請求書は、実績報告書の提出期限の翌月10日までに提出するものとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日を提出期限とする。

(手続代行者の情報の報告)

第10条 交付要綱第16条に規定する手続代行者は、その実務担当者ごとの情報を手続代行者連絡票（別記様式第1号）により知事に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月26日から施行する。